

熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記の件については、意見公募手続きを実施せず改正を実施したので、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第7の3項の規定に基づき、下記事項を公表します。

記

1 改正の概要

国において定めている「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成18年国家公安委員会規則第28号）」の一部が改正されたことに伴い、本条例第2条第2号に規定する「歩車分離式信号」について、歩行者用青信号に従って横断することができる交通の主体として「遠隔操作型小型車」及び「特定小型原動機付自転車」を加えるものです。

2 意見公募を実施しなかった理由

今回の改正は、国家公安委員会規則の改正に伴う改正であり、既に国において改正がなされていることに従うものであり、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第4の除外規定（軽微な変更等と認めるもの）に該当するため、意見公募手続きを実施しませんでした。

3 公布日

令和5年6月30日

4 施行年月日

令和5年7月1日

【問い合わせ先】

熊本県警察本部交通規制課

電話 096-381-0110（内線：5222）